

## 津山市木づかい定住促進対策補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、津山市木づかい定住促進対策補助金（以下「定住補助金」という。）について、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）及び津山市林業振興補助金交付要綱（平成10年津山市告示第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、市外から市内に自らが定住する目的で住宅を新築し、又はリフォーム工事をした者に対し、必要な費用の一部を助成することにより、もって人口の維持増加を図り、津山市の活性化を促進することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる事項に該当する者とする。

(1) 津山市地域材利用新築住宅補助金（以下「新築補助金」という。）の補助金交付決定及び額の確定通知書を受けた者、又は津山市地域材利用住宅リフォーム補助金（以下「リフォーム補助金」という。）の補助金額確定通知書を受けた者

(2) 新築補助金申込日、又はリフォーム補助金申込日に市外に住民票が継続して1年以上ある者で、定住補助金申請日において津山市内に住民票がある者

(3) 市が実施する「三世代世帯等での居住を促進する補助金制度」を受けていない者。

(補助金の額)

第4条 定住補助金の交付額は、予算の範囲内で別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請書)

第5条 定住補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、津山市木づかい定住促進対策補助金交付申請書（様式1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 新築補助金の補助金交付決定及び額の確定通知書の写し、又はリフォーム補助金の補助金交付決定及び額確定通知書の写し

(2) 住民票の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、定住補助金の交付申請があった時は、当該申請に係る書類等の審査を行い、津山市木づかい定住促進対策補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条により補助金の交付決定を受けた者は、津山市木づかい定住促進対策補助金交付請求書(様式第3号)により補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、補助対象者が、次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りでない。

(1) 虚偽の方法により交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(台帳の作成)

第9条 市長は、この要領を適用して補助金の交付がされた住宅の台帳を作成しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1

区 分		定住補助金
新築補助金	30万円	500,000/戸
	40万円	
リフォーム補助金	5万円	150,000円/戸
	10万円	
	15万円	

※リフォーム補助金に伴う定住補助金については、リフォーム総事業費を超えない範囲